

KCN ケーブルプラスSTBサービス 利用規約

第1条（総則）

近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」という。）は、当社が別に定めるKCNデジタルテレビ契約約款（以下「テレビ約款」という。）およびインターネット約款、ならびにこの「KCNケーブルプラスSTBサービス利用規約」（以下「本規約」という。）に基づき、テレビ約款とインターネット約款で定めるサービスに関する付帯サービスとしてKCNケーブルプラスSTBサービスを提供します。

第2条（用語の定義）

この規約において使用する用語の意味は、テレビ約款およびインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. ケーブルプラスSTB	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器
2. KCN ケーブルプラスSTBサービス	テレビ約款第10条（端末設備の提供）およびインターネット約款第38条（端末接続装置の提供等）に基づき、ケーブルプラスSTBを提供するサービス（以下「ケーブルプラスSTBサービス」という。）
3. 加入者	当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人
4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者
5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ
6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと

第3条（規約の適用）

本規約は、当社が提供するケーブルプラスSTBサービスに関し適用されるものとします。

2. 本規約の規定がテレビ約款、インターネット約款の規定と矛盾または抵触する場合は、テレビ約款、インターネット約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

3. 当社は、加入者の承諾なく、本規約を変更することがあります。その場合には、ケーブルプラスSTBサービスの条件は変更後の規約によるものとします。

第4条（提供するサービス）

当社および提携事業者は、ケーブルプラスSTBサービスの加入者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。

（1）当社が提供するサービス

当社は、テレビ約款およびインターネット約款ならびに本規約に基づき、ケーブルプラスSTBを設置します。

（2）提携事業者が提供するコンテンツ

提携事業者は、次のコンテンツの提供を行います。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

① セキュリティソフトウェア（ウィルスバスター）

ケーブルプラスSTBを利用いただく場合は、セキュリティソフトウェアが自動的に利用開始となることを承諾していただき、トレンドマイクロ株式会社が別に定める「ウィルスバスター for au」使用許諾契約書および注意事項を遵守していただきます。

②その他提携事業者提供のコンテンツ

提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されるコンテンツの利用に際しては、本規約の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守していただきます。

2. 前項に定めるサービスは、当社および提携事業者の都合により変更もしくは終了することがあります。

第5条 (a u I Dの提供)

ケーブルプラスSTBの利用には、KDDI株式会社が提供する「a u I D」が必要となります。

2. 加入者は、ケーブルプラスSTBを利用する場合は、KDDI株式会社が別に定める「a u I D利用規約」に同意していただきます。また、ケーブルプラスSTB1台につき1個の「a u I D」を予め提供しますので、申し込み時に暗証番号を設定していただきます。

3. 加入者は、ケーブルプラスSTB上で利用されたコンテンツに対する課金および問合せ等の対応のために、前項で払い出された「a u I D」が設定されているケーブルプラスSTBの機器情報を、当社がKDDI株式会社へ提供することについて承諾いただきます。

第6条 (ケーブルプラスSTBサービスの提供条件)

ケーブルプラスSTBサービスの利用にあたっては、事前にデジタルテレビサービス(地デジスーパーコース以上のいずれか)の加入契約を締結し、かつインターネットサービス(Kブロード光100メガ以上(Kブロード160、Kブロードマンションプレミアム160、Kブロードマンションプレミアム320、Kブロード光LANマンションタイプ含む))の契約を締結していること、またはケーブルプラスSTBサービスの申し込みと同時に締結することが必要となります。なお、ケーブルプラスSTBサービスの申し込みは、テレビ約款、インターネット約款および本規約を承諾し、別に定める加入契約書に所要事項を記入捺印の上当社に申し込むものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。

2. 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、前項に基づく申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) KDDI株式会社が定める「a u I D利用規約」に同意いただけない場合
- (2) 提携事業者が別に定める規約等に同意いただけない場合

第7条 (ケーブルプラスSTBサービスの料金)

加入者は、別表に定める料金表に従ってケーブルプラスSTBサービスの利用料を支払うものとします。

2. 加入者は、加入者の責めによらない理由により、ケーブルプラスSTBの利用ができない状態が発生した場合においても、第4条に定めるコンテンツは、提携事業者が定める規約により利用料の支払いを要します。

3. 当社は、ケーブルプラスSTBサービスの料金を変更することがあります。

4. 支払方法その他については、テレビ約款、インターネット約款に基づいて取り扱います。

第8条 (責任の制限)

当社は、ケーブルプラスSTBサービスの内容を変更または終了することがあります。変更または、終了によっておこる損害の賠償には応じません。

2. 当社は、ケーブルプラスSTBサービスの中断、天災、事変その他当社の責に帰さない事由によるサービス提供の停止に対しての損害賠償には応じないものとします。

3. 当社は、ケーブルプラスSTBの利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害(第4条第1項の提携事業者によるコンテンツにより生じた損害を含む。)、およびケーブルプラスSTBを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

4. 当社は、ケーブルプラスSTBサービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりケーブルプラスSTBサービスの提供をしなかったときは、テレビ約款ならびにインターネット約款に従い、その加入者の損害を賠償します。

第9条 (免責)

ケーブルプラスSTBサービスに関し、当社が加入者に対し負担する責任は、前条の規定によるほか、

次に該当する場合には、損害賠償責任は発生しないものとします。

(1) ケーブルプラスSTBに接続する加入者所有等のデジタル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再生機能の不具合および録画物等(蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします。)の消失、破損等が生じた場合。また、ケーブルプラスSTB等機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。

(2) ケーブルプラスSTB(蓄積、記録用媒体等)に保存された各種ソフトウェアの消失、破損等が生じた場合。

(3) ケーブルプラスSTBと連携する加入者所有等のタブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等が正常動作しなかったことにより不具合が発生した場合。また、タブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等の故障等による障害が発生した場合。

(4) 第4条第1項(2)①に規定するセキュリティソフトウェアの不具合が発生した場合。また、そのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合。

2. 加入者は、ケーブルプラスSTBサービス提供期間中、当社から貸与された機器を自らの注意をもって管理し、移動、取り外し、変更、分解または損壊しないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。

3. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているケーブルプラスSTB(a u I D提供)の使用状況は、設備の保持、維持、向上を目的とし、個別の識別、特定ができないように加工した統計資料としたうえで、「a u I D」を発行しているKDD I株式会社へ提供するものとします。

第10条(ケーブルプラスSTBサービスの停止および解除)

当社は、加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、加入者への事前通知または催告なしに、直ちに当該加入者に対しケーブルプラスSTBのサービス提供停止、またはケーブルプラスSTBサービスの利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(1) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合。

(2) ケーブルプラスSTBサービス提供を妨害した場合。

(3) 本規約またはテレビ約款、インターネット約款のいずれかに違反した場合。

(4) ケーブルプラスSTBの利用に関連して、当社、他の加入者または第三者に損害を与えたことが明らかな場合。

(5) その他、当社が加入者として不適切と判断した場合。

2. 加入者が、デジタルテレビサービス(地デジスーパーコース以上)またはインターネットサービス(Kブロード160とく割・Kブロード160・Kブロード光100メガプレミアム・Kブロード光300メガプレミアムとく割・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光1Gとく割・Kブロード光1G・Kブロードマンションプレミアム160・Kブロードマンションプレミアム320とく割・Kブロードマンションプレミアム320・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションタイプBプラン・Kブロードマンションプレミアム光1G(ギガ)・Kブロードマンションプレミアム光1G(ギガ)Bプラン)のいずれかのサービスを解約またはそれ以外のサービスに変更したときは、ケーブルプラスSTBサービスも同時に解約するものとします。

3. 前項による解約もしくは変更の場合、当社が提供したケーブルプラスSTBを撤去いたします。撤去および必要機器への交換費用はテレビ約款、インターネット約款等に定める料金が適用されるものとします。

第11条(解約)

加入者はケーブルプラスSTBサービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の14日前に当社にその旨を申し出るものとします。

2 加入者は解約の場合、第7条の規定による利用料を含む全ての料金(解約月の月額利用料も含む)を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。

第12条(個人情報の取り扱い)

当社の保有する加入者個人情報については、当社が別に定める「個人情報の取り扱いについて」およびテレビ約款、インターネット約款に基づいて適正に取り扱います。

第13条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第14条（合意管轄）

本規約またはケーブルプラスSTBサービスに関する一切の訴訟については、奈良地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（別表）料金表

*すべての金額は消費税抜きの価格です。

実際の請求は税抜価格の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。

項目	金額	備考
月額利用料	1,000円	ケーブルプラスSTB1台につき

（別記）提携事業者によるコンテンツ

コンテンツ	提携事業者	備考
ウィルスバスター	トレンドマイクロ株式会社	

附則

（施行期日）

この改正規定は、平成30年4月1日より施行します。

（以 上）